

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域
の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め、同項健康・住宅地区A
の項建築してはならない建築物の欄第9号を次のように改める。

(9) スポーツの練習場

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域
の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改め、同項健康・住宅地区B
の項建築してはならない建築物の欄第2号を次のように改める。

(2) 老人ホーム又は保育所

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域
の項健康・住宅地区Bの項建築してはならない建築物の欄第7号を次のように改め
る。

(7) スポーツの練習場

別表第5 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域
の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め、同項健康・住宅地区A

の項（ア）の欄第1号中「ボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設」を「スポーツの練習場」に改め，同表F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改める。

別表第6 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域

の項中

低層住宅地区A 低層住宅地区B 低層住宅地区C	1メートル (歩行者専用道との境界に限る。)	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物であつて，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車又は自転車車庫で，軒の高さが2.3メートル以下であるもの (4) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物 (5) 防災備蓄倉庫	1メートル
-------------------------------	---------------------------	--	-------

を

低層住宅地区A 低層住宅地区B	1メートル (歩行者専用道との境界に限る。)	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物であつて，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車又は自転車車庫で，軒の高さが2.3メートル以下であるもの (4) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物 (5) 防災備蓄倉庫	1メートル
健康・住宅地区A			1メートル (辻堂596号線の道路までの距離は2メートル)

に，

「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に，

「1メートル（中高層住宅地区北側の道路までの距離は4メートル）」を「1メートル（健康・住宅地区B北側の道路までの距離は4メートル，辻堂596号線の道路までの距離は2メートル）」に

改める。

別表第7 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め，同項健康・住宅地区Aの項中「ボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設」を「スポーツの練習場」に改め，同表F u j i s a w a サステイ

ナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区地区計画において地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更する必要がある。